

令和8年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和8年6月18日（木）

付議事件	1
出席者	1
欠席委員	1
傍聴議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の質疑	4
議案の採決	7
閉会	8

文教福祉常任委員会 令和8年6月19日（金）

付議事件	1 1
出席者	1 1
欠席委員	1 2
傍聴議員	1 2
説明のため出席した者	1 2
事務局職員出席者	1 2
開会	1 3
議案の質疑	1 4
議案の採決	2 5
請願の審査	2 7
請願の採決	4 0
閉会	4 1

総務常任委員会 令和8年6月22日（月）

付議事件	4 5
出席者	4 5
欠席委員	4 5
傍聴議員	4 5
説明のため出席した者	4 5
事務局職員出席者	4 6
開会	4 7
議案の質疑	4 9
議案の採決	5 5
閉会	5 7

建設経済常任委員会

令和8年6月18日（木曜日）

建設経済常任委員会

令和8年6月18日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第 2 号 令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第10号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席者（5名）

委員長 常世田 正 樹

委員 遠 藤 保 明

委員 島 田 恒

委員 高 橋 美千子

議長 宮 内 保

欠席委員（2名）

副委員長 平 山 清 海

委員 片 桐 文 夫

傍聴議員（1名）

議員 松 木 源太郎

説明のため出席した者（16名）

副 市 長 柴 栄 男

環 境 課 長 崎 山 博 之

商工観光課長 加 瀬 弓 子

農 水 産 課 長 金 杉 高 春

建 設 課 長 林 一 美

都市整備課長 飯 島 和 則

上下水道課長 向 後 哲 浩

農 業 委 員 会
事 務 局 長 金 谷 健 二

そ の 他 担 当
職 員 8 名

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和
事務局 書記 加 瀬 哲 也

事務局 次長 飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（常世田正樹） おはようございます。大変お忙しい中、足元の悪い中、お疲れさまです。

ただいまの出席委員は4名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、片桐文夫委員、平山清海委員におかれましては、欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了承願いたいと思います。

本日、宮内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（宮内 保） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、常世田委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（常世田正樹） ありがとうございます。

議案審査のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまです。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は3議案でございます。

その内訳ですが、まず予算関係が2議案で、議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、建設経済常任委員会の所管事項、議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、次に、条例関係が1議案で、議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願いを申し上げます。

また、本日は、人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（常世田正樹） はい、お願いします。

○副市長（柴 栄男） ありがとうございます。

それでは、順次、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○農水産課長（金杉高春） 農水産課長の金杉高春と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課長（向後哲浩） 上下水道課長、向後哲浩と申します。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課長の飯島和則と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長（崎山博之） 環境課長の崎山博之と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（加瀬弓子） 商工観光課長の加瀬弓子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長（林 一美） 建設課長の林一美と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（金谷健二） 農業委員会事務局長の金谷健二と申します。よろしくお願いいたします。

○副市長（柴 栄男） 以上となりますので、本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（常世田正樹） ありがとうございました。

議案の質疑

○委員長（常世田正樹） ただいまから、本委員会に付託されました3議案の審査を行います。
それでは、質疑に入ります。

議案第1号中の所管事項について、質疑がございましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田 恒） 私のほうから1点ちょっとお伺いしたいんですけども、歳入のほうが諸収入の1億2,000万円、歳出のほうも同額で、これは漁業振興基金の積立金ということで計上されているんですけども、一番大きい1億2,000万円というのが漁業振興基金の出捐金ということなんですけれども、具体的にはどのような相手方、出捐金だから補助金とかではないんで、来ているものだと思うんです。それが協力金だとか、例えば清算金だとか、いろいろあると思うんですけども、どのような名目で拠出されているのかなということにつ

いて、ちょっとお聞きできればなと思うんですけども、よろしくお願いします。

○委員長（常世田正樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） こちらは出捐金ということで、実際は寄附で頂くものでございます。漁業の振興に資する事業として寄附を頂いている事業となります。

○委員長（常世田正樹） 島田委員。

○委員（島田 恒） 相手方を答えられる範囲で教えてもらえればそのほうがいいんですけども、令和8年度の当初予算の中では、洋上風力の撤退に伴って積立金については停止しているんだというような話を聞いた記憶があるんですけども、このタイミングで積立てを再開することなんですけれども、その経緯というんですか。

それと、これは私の推測を言ってもしょうがないんですけども、撤退に伴う財源整理が完了して、これからはないのか、あるいは来年以降も何らかの形で漁業補助みたいな形で入ってくるのか。その辺、伺える範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（常世田正樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） こちらの出捐金なんですけれども、寄附ということで寄附者の意向により、すみません、事業者というか、お名前の公表は控えさせていただきます。

あくまでも漁業の振興に資する事業としてということで、また頂いたものについては、銚子沖の洋上風力発電事業に関わるものです。実際頂くものとしては最後であると認識をしております。

○委員長（常世田正樹） 島田委員。

○委員（島田 恒） ちょっと何回も聞いて申し訳ないんですが、これは基金ということなんで、その残高なんていうのは、この1億2,000万円を入れたらどれぐらいになるのか、教えていただければと思います。

○委員長（常世田正樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 基金はこれまでも頂いた出捐金もございます。今回の1億2,000万円を合計しますと、2億4,000万円を出捐金として頂いています。

ただ、既に取り崩して使わせていただいたものもございますので、残高としましては2億2,032万円となります。

○委員長（常世田正樹） 島田委員。

○委員（島田 恒） すみません、何回も申し訳ない。これで最後にしたいと思いますけれども、2億2,000万円ということなんですけれども、これから市としては、あの近辺で海業なんかの目玉の施策もありますよね。例えば、それなんかにこういう基金を取り崩しながら使っていけるものなのか、あるいは漁業振興基金ですから漁業に関わるものになってくと思うんですけれども、例えば漁業者の補助金、市の補助金だとか、あるいは制度資金を使ったときの利子補給金なんか、そういうものについても前広に漁業に関するものだったら何でも使えるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○委員長（常世田正樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 使い方ということです。具体的には漁業で構成する団体の海匠漁業協同組合から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会、こちらを開催して意見を伺いまして、使途が決定されるものです。

やはり出捐金なんで、頂いた意向もあって、なるべく漁業振興に関わるもので個々のものに使うものではなくというようなご意見もいただいております。

その中で、今伺っているのは、飯岡漁港内で海匠漁協が管理している施設がございます。漁港なので塩害を非常に受けるもので、その辺のものの施設の修繕等について、漁業の安全操業、安全に操業するための施設の修繕を行っていききたいという意見も伺っています。

具体的には、その活用委員会で決まった中でということで、あと海業という意見もありましたけれども、それも海業に使うものについても、海匠漁協のほうから要望があり、その要望について内容を活用委員会で見させていただいた中で決定するものとなります。

現在のところ、海業についての要望等は伺っておりません。

○委員長（常世田正樹） 島田委員。

○委員（島田 恒） 海業については、これからこの間計画がある程度まとまって、予算化とかまだ決まっていないので、基本的にはこういうものをそこに取り崩して入れるというのはちょっと違うのかなと思うんですけれども、それに附帯して、漁協が自ら判断して自分たちの施設を整えていくというのは、これはいいのかなと思うんですけれども、これからのことでするので、また細かいことについては改めてお聞きしたいと思いますので、以上です。

○委員長（常世田正樹） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（常世田正樹） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（常世田正樹） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（常世田正樹） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（常世田正樹） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（常世田正樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（常世田正樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（常世田正樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ご

ざいせんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(常世田正樹) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時12分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 常世田 正 樹

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和8年6月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 5 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 財産の取得について（旭市立ひかた椿小学校統合備品 一式）

《付託請願》

- 請願第 1 号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願
- 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 請願第 3 号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席者（10名）

委員長	伊 場 哲 也	副委員長	戸 村 ひとみ
委員	木 内 欽 市	委員	宮 澤 芳 雄
委員	飯 嶋 正 利	委員	井 田 孝
委員	伊 藤 春 美	議長	宮 内 保
紹介議員	常世田 正 樹	紹介議員	高 橋 美千子

欠席委員（なし）

傍聴議員（３名）

議 員 松 木 源太郎

議 員 永 井 孝 佳

議 員 崎 山 華 英

説明のため出席した者（２２名）

教 育 長 向 後 依 明

財 政 課 長 池 田 勝 紀

保 険 年 金 課 長 大 網 久 子

健 康 づ く り 長 黒 柳 雅 弘

社 会 福 祉 課 長 椎 名 実

子 育 て 支 援 長 八 馬 祥 子

こ ども 家 庭 長 石 橋 康 司

高 齢 者 福 祉 長 杉 山 かおる

教 育 総 務 課 長 飯 島 正 寛

生 涯 学 習 課 長 佐 野 唯 生

ス ポ ー ツ 振 興 長 林 甲 明

そ の 他 担 当 員 1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 飯 笹 浩 一

事 務 局 書 記 加 瀬 哲 也

開会 午前10時 0分

○委員長（伊場哲也） では、改めましておはようございます。

大変お忙しい中、また梅雨どきの蒸し暑い中、お疲れさまでございます。

ただいまの出席委員は7名でございます。委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、宮内議長にご出席をいただいておりますので、議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（宮内 保） それでは、改めておはようございます。

ご苦労さまでございます。また、委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日付託されました補正予算を含む7議案及び請願3件につきまして、審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、伊場委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 宮内議長、ありがとうございます。

議案審査のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。また、日頃より委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は7議案でございまして、その内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、次に条例関係が5議案で、議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次に財産の取得についてが1議案で、議案第

12号、旭市立ひかた椿小学校統合備品一式の取得でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊場哲也） はい、ぜひお願いいたします。

○教育長（向後依明） それでは、順次、自己紹介させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（飯島正寛） おはようございます。

教育総務課長の飯島正寛と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課長の八馬祥子と申します。よろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（椎名 実） 社会福祉課長の椎名といいます。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（林 甲明） スポーツ振興課長の林甲明です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（佐野唯生） 生涯学習課長の佐野唯生でございます。よろしくお願いいたします。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課長の石橋康司と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課長の大網久子と申します。よろしくお願いします。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 健康づくり課長の黒柳です。よろしくお願いします。

○高齢者福祉課長（杉山かおる） 高齢者福祉課長の杉山かおると申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（向後依明） 以上でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） どうぞよろしくお願いいたします。

向後教育長、ありがとうございました。

○委員長（伊場哲也） ただいまから本委員会に付託されました7議案の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 補正予算書の11ページ、3款4項2目、生活扶助費の追加給付分について質問します。

追加給付は1世帯当たり幾らくらいになるのか教えてください。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） それでは、お答え申し上げます。

追加給付は1世帯当たりどれくらいかというようなご質疑です。

今回の追加給付、この対象期間は、平成28年の8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた世帯となります。

また、生活保護給付世帯についても、世帯の人数、あとはその状況、あとは障害の有無、こういったものによる加算など様々であるために、追加給付の金額については、世帯によって様々となります。ですので、金額について、それぞれの世帯によって異なるものとなります。

そのため、今回の予算については、国が示しました級地に応じた1世帯当たりの平均的な単価、旭市は3級地の1というところになりますが、これが6万4,000円と示されております。これに生活保護世帯数を乗じたものを計上したということになります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 追加給付のための手続はどうするのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 追加給付のための今後の手続というご質疑です。

現在、生活保護受給中の世帯については、申出等は必要ありません。プッシュ式で追加給付を行う予定です。

補正予算の成立後に事務手続を進め、世帯ごとの追加給付額の算出作業を始めます。12月頃に追加給付をしたいと考えております。

保護の廃止世帯につきましては、夏頃に申出の受付を開始すると、厚生労働省のほうより通知がございます。

市としても同じ時期に申出の受付を開始する予定であります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 追加給付に当たって、一旦給付された金額がちょっと安かったろうという追加分だと思うんですけども、これ、非常にありがたい話で、どんどん周知していくべきだと思うんですけども、対象者への周知は考えていますでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

椎名社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 周知についてです。

国においては、厚生労働省ホームページや追加給付相談センターのホームページ、ここで周知・広報のほかに、主に保護廃止世帯向けに各種広報媒体を活用した周知・広報を想定しております。

保護廃止世帯の申出開始期間——本年の夏頃となりますが——ここに合わせて実施をする予定と聞いております。

本市においても国と同時期、夏頃に、市ホームページや広報において周知を行う予定であります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はありませんか。

伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） 私も同じ11ページ、3 民生費の扶助費についてなんですけれども、現在、市内で高齢者単身世帯やひとり親世帯、あるいは現役世帯など、特にどのような世帯の受給が増えているのか、直近の傾向をお伺いいたします。

○委員長（伊場哲也） 伊藤春美委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 今回の追加給付については、対象者を現に保護を受給している方477名と算出しました。

この内訳については、高齢者世帯が293世帯、母子世帯が6世帯、傷病者世帯が193世帯、障害者世帯が59世帯、その他世帯が26世帯となります。ですから、高齢者世帯の割合がかな

り大きいというような状況です。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） 今、高齢者が増えているという、多いという回答でしたけれども、現在、ケースワーカーの負担とか、相談体制の強化とか、サポート体制が現状の需要に追いついていないのかも併せて伺いいたします。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 確かにこの数年、保護、相談、保護になった方以外にも、相談件数というのはかなり多くなっております。ですので、面接業務等はかなり多いものがあります。

あとは、社協等の制度として生活困窮者自立支援、そういった生活保護になる前に、ある程度相談を受け入れるというような状況もございます。

ですので、ケースワーカーの人数についても、年々増やさなければならないというような状況にもなっておりますが、その相談を受ける体制というのをしっかりした上で、対象者の方々の対応をしていきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 引き続いて、井田孝委員。

○委員（井田 孝） それでは、同じく補正予算書11ページ、保育所費の説明欄14、解体・撤去工事6,968万2,000円なんですが、これ、議案質疑のときに、まんざい保育所の解体とゆたか保育所の埋設管の撤去という説明を受けましたが、その工事費の内訳を教えてください。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） では、内訳ということですが、旧まんざい保育所の解体工事費が6,769万7,000円でございます。

旧ゆたか保育所の排管の撤去工事費が198万5,500円となっております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） では、ゆたか保育所の埋設管、これはどういうものなのかと、昨年、本体の解体をやったと思うんですが、そのときに見つからなかった理由を教えてください。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長、2点お願いします。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回工事いたします埋設管は、昨年度解体いたしました園舎の前の園舎で使用されていたプールか池の排せつ管だと推測しております。

埋設された時期が古いため、恐らく昭和40年代頃だと思うんですけども、図面も残っておらず、把握ができておりませんでした。今回、3月のその解体工事を行っている工期の終了間際に、たまたま雨が降りまして、園庭に陥没箇所ができたのを業者が発見したことから発覚いたしました。

埋設管を撤去しなければ借地を返還できないため、早急に工事を行う必要があることから、今回、予算計上いたしました。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 内容はよく分かりました。

これは百九十何万円ということで、その解体業者と随契を結んだということによろしいんですか。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 随契ではなくて、見積り合わせで執行する予定でございます。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はございませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

本会議場で大きいところは質疑いたしましたので、ちょっと状況の変化等によつての、変化といたしましょうか、それをお伺いします。

4ページです。4ページの地方債起債の限度額の変更についてお伺いしました。ここの利率のところですね。「6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」ってあるんですけども、日銀側の利上げを発表しまして、これをこの予算立てするときに見込まれていたその利率というんですか、それとその後何か変わることがあるかどうかというのをお伺いします。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。おいでですので、お願いします。

○財政課長（池田勝紀） すみません。財政課長の池田です。よろしくお願いします。

ここの補正の表のページなんですけれども、この利率の6.0%というのは、あくまでもアッパーというところで設定しております。一応これ以上にはならないようには努めるということですが。

利率のほうはこの間、日銀のほうで利上げというところになりましたけれども、その影響のほうはまだ見えてきていない状況で、この借入れの段階にあっては、政府資金であればある程度の利率は決まるんですけれども、例えば市中銀行とかで借り入れる場合は見積り合わせなどして、なるべく利率が上がらないように、そういう設定をしながら借り入れる予定になっています。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） まだこの補正予算書を上げる段階では、そういった利率の大体の見込みみたいなのというのはなかったということですかね。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） そうです。直近の近いところの利率はある程度把握しているんですけれども、昨今の利率の関係、上がり幅がどのくらい上がるというのがまだ見込めないという中で、基本的には6%にはいかないとは思っていますが、なかなかそこは見込めるところではないので、その段階ではまだ利率に関しては、はっきり細かく何%というのは設定したものではないです。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本会議場でも聞いたんですけれども、起債をどれぐらいの割合にして、基金からどれぐらい引っ張ってくるとか、繰り入れるとか、そういうことを判断するときに、判断基準ってどうなのかということをお聞きしたら、ここまでが借りれるという前提で、借りれるところの上限で起債のほうをしているというような答弁だったと思うんですけれども、こうやって金利が上がってくると、そのあたりの判断というものもどうだったのかなというのを思うわけです。

片や繰り入れしている公共施設等整備基金のほうなんですけれども、これ、基金は運用していると思うんですが、どのような運用の仕方をしていますかね。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、財政課長、答弁できますか。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません。ちょっとできる範囲で、会計課長のほうもいないので、私が代表してというか。

一応いろいろ市役所の中で幾つかの基金があります。その運用に当たっては、会計課のほうである程度押さえているところです。一般的には、普通預金に積むものは積むし、あとは一部債券などで運用している部分もあります。

利率が今上がっているというところで、その辺はそのときの状況によって勘案しながら運用のほうはしていきたいなというふうに、会計課のほうでは思っていると思います。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

保育園を建てるにしても、学校の議案とかにしても、財源やっぱ聞かないといけないうすよね。なので、基金のこと……

（「内容に入ってもらっていいですか」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

○委員長（伊場哲也） 大丈夫でしょうか、戸村委員。どうぞ。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） では、それぐらいにしておきます。

それで、続きまして、ひかた椿小学校統合備品、これ違いましたっけ。

（「まだ1号だから」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そっか。これ1号でしたね。終わります。全部続けるんじゃないでね。

○委員長（伊場哲也） 議案第1号です。終わりですか。

○委員（戸村ひとみ） はい。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） それでは、議案第1号について特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。議案第6号。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号、いかがでしょうか。質疑がありましたらお願いいたします。議案第7号。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 議案第7号の質疑、特にないようですので、議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 議案第8号についても質疑ないようですので、議案第9号に移ります。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号についていかがでしょうか。質疑がありましたらお願いいたします。
議案第12号。

伊藤春美委員。

○委員(伊藤春美) 今回の財産取得に当たって、既存の備品をどの程度新しい学校へ再利用、転用し、どの程度新規取得するのか、予算の効率的執行の観点から、その選定基準と調整状況を伺いたいと思います。

○委員長(伊場哲也) 伊藤春美委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(飯島正寛) それでは、回答申し上げます。

今回の備品のほうの選定というところでございます。

選定のほうで再利用の部分でございますけれども、備品の再利用のそちらの判定というところにつきましては、備品台帳から購入年度ですとか規格、耐用年数、そんなものを確認しながら、現地での破損や劣化状況なども教職員と一緒に確認していただきまして、安全性を最優先に利用するというところで判断したところでございます。

以上でございます。

○委員長(伊場哲也) ほかにいかがでしょうか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） 備品の納入というんですか、最終納入日は分かりますか。いろいろ数があって、戸棚とかいろいろありますけれども。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（伊場哲也） 再開いたします。

宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。納入期限ということでございます。

令和8年12月25日でございます。納入後は令和9年4月の開校に向けて、順次、学校のほうへ整備していくというところでございます。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかにいかがでしょうか。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） 備品の内容についてなんですが、備品一覧表を提示されたんですが、この中で、例えばスライド収納棚とか、作業台というのは固定するものだと思うんですが、今までの通例でいくと固定するものは工事で、固定しないものは備品という区分けがあったと思うんですが、今回の区分けの基準をお伺いします。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回、ひかた椿小学校の工事につきましては、入札のほうの段階で不調がございまして、随意契約で受注者の決定のほうをしております。

当初行った入札のほうでは、備品のほうを含めて建築工事として発注しておりましたが、その後、不調が続いていたために、限られた工期とか、そういったものを鑑みまして、備品のほうを切り分けて発注することとしたところでございます。

これは既存の校舎のほうを改修するために、子どもたちや教職員に教室を移動してもらい

ながら備品のほうの納品とかをすることになりますので、工事を進めていくことの中で、限られた工期の中でというところで、確実に工事を進めていくという必要があったことから、今回、そのような判断をしたところでございます。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） あと、この備品の仕様についてお伺いしたいんですが、備品一覧表を頂いたんですが、これ発注するときというのは、このほかにもっと細かい仕様書というのはつけているのでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） この一覧のほかに仕様書のほうをつけております。備品等の同等品ですとか、そういったものについても、そういう同等品等で対応される場合の手引というものを一緒につけておりまして、その中で基準とか、そういったものをお示ししているところでございます。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 今、課長のほうで入札が不調に終わりましたということで、まず、私が本会議場でお伺いしたときは百何十者あるって言われませんでしたっけ、あるのは。

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） そっかそっか。分かりました。

それでは、新しくするものと、あとは産業廃棄物に回すものというんですか、備品の中で。それとの割合と、もし計算していらしたらなんですけれども、ゼロカーボンを大々的に宣言しておりますので、これでカーボンに与える影響というのかな、そのあたりのところとか考えていらっしゃいますか。

できれば全てを再利用というのが望ましいところだと思うんです。ゼロカーボンシティに向けてね。でも、そういうわけにいかないでしょうから、ある程度このあたりで妥協してというのが、先ほどいろんな基準で妥協してというのかあったと思うんですけれども、そのあたりで雑駁に計算していらしたらお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 備品のほうの再利用というところでございますが、こちらのほうの割合というところでは、これは数字としては出しておりません。

ただ、この備品の選定といいますか、そういったところにつきましては、各学校のほうで精査・調整を進めていただいております、そちらのほうにうちのほうも入って、ひかた小学校で使えるものについては、できるだけ活用していくというところで進めているところでございます。

これは本会議のほうでもお答えしましたけれども、例えば図書室にある、また図工室にある木製の机ですとか、そういった椅子のほうは、塗装したりとか、クッションを替えたりとかというところで補修をしながら再利用していくというところで、できる限りそういったものを使っていくというところで進めているところでございます。

また、統合によって使用しなくなる備品、そちらのほうについては、閉校となる中和小学校ですとか、まんざい小学校のほうに仮置きをいたしまして、希望に応じて市内のほかの小・中学校で活用するですとか、それでもまだ使わないというところで、もし廃棄物になるということであれば、その辺は産業廃棄物として最終的には処分というところにはなるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 教育現場ですので、施政方針でも市長が声を大にしてゼロカーボンというのをおっしゃっています。ゼロカーボンを宣言されたということで。ですから、こういう機会がとてもいい機会だと私は思うんです。新しく学校の備品をどうするというときに、こういうふうにするとゼロカーボンに向けて自分たちが努力すれば、これだけのことができるんだみたいなことを成果として出せる、もちろん数字として出さないと、子どもたちに分かりませんから、私たちにも分かりませんが、なのでそのあたりのところをせっかくのいい、本当に生きた教材だと思いますので、ぜひともそこを今後計算していただきたいなと思います。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、質疑ですか、要望ですか。

○委員（戸村ひとみ） 質疑ですね。今後そういうふうなことをされるつもりはございますか。教育現場でございますから。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今、備品のほうにつきましては、備品台帳等で照らし合わせながらやっているところではございますが、最終的には備品等につきましては、この学校だけで使うものではなくて、ほかの市内のいろんな学校にも配布しながら使っていくというところですので……

（「それもだからリサイクルで、リユースで」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛） はい。そういったところがございますので、今後いろんなところに波及していく、ほかの学校にも波及していくところですので、今すぐにこの数字を出せるかというとなかなか……

（「今と言っていないです。今後と言いました」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛） その辺は研究していきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、よろしいですか。

ほかに質疑はいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わりにいたします。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊場哲也） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊場哲也） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで執行部の皆さん、大変お疲れさまでございました。

退室してください。

請願の審査

○委員長（伊場哲也） 次に、請願の審査を行います。

本委員会に付託されました請願は、請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、3件であります。

それでは、請願第1号について審査に入ります。

ここで皆様におはかりいたします。

請願第1号については審査のため、紹介議員の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） ご異議なしと認めます。

よって、紹介議員による説明を求めることに決しました。

それでは、紹介議員であります高橋美千子議員は移動願います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（伊場哲也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、高橋美千子議員より説明をお願いいたします。

座ったままで結構です。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

本日は文教福祉委員会にて、貴重な機会をいただき心より感謝申し上げます。

また、今回のmRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願書ということで、内容は……。

○委員長（伊場哲也）　遠慮なくどんどん説明してください。どうぞ。紹介議員ですので、お願いいたします。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

趣旨といたしまして、メッセンジャーRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）国民への接種を中止することをお願いいたします。

また、この請願の審査結果は議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたいと思っております。

理由といたしましては、全国の市民が行ったコロナワクチン接種データ開示請求プロジェクトというところから全国161市区町村、5,620万回の接種後死亡観測データによると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は729人となっております。資料の1ですね。こちらの資料になっております。

また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録を見ると、最後のコロナワクチン接種から約3から4か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることが分かります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和8年3月26日時点）では、累計進達受理件数1万5,065件、累計認定数9,461件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,069件となっています。しかし、冒頭の自治体から開示されたデータを踏まえますと、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されましたメッセンジャーRNAワクチンは標的細胞が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。1年で開始されたワクチンとなっております。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がメッセンジャーRNAを取り込む可能性があり、その結果、スパイクたんぱく質を発現した細胞は、自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクたんぱく質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています。

資料2の資料になります。

また、新型コロナワクチンの繰り返しの接種では、I g G 4、体内で免疫の働きを担う抗体の一種で、血液中に最も多いI g G抗体の中でもごく一部、約4%しか存在しないものとされています。I g G 4の誘導による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えております。

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号医薬発0808第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会、青森県下北郡大間町議会、徳島県小松島市議会では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める意見書も原案どおり可決されました。この前例を踏まえ、この旭市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

旭市議会には、住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

○委員長（伊場哲也） ほかに補助的な説明ございませんか。

すみません、マイクを使っただけですか。

（「資料の文章を読み上げてよろしいでしょうか」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 簡潔明瞭にね。ポイントだけ押さえて。ポイント4点あります、今回ね。国への中止を求める請願のポイントは4点ありますので、その4点が委員の皆様方によく伝わるような形での読み上げをお願いいたします。どうぞ。

高橋議員、伝わりましたか。どうぞ。

○紹介議員（高橋美千子） ではまず、開示プロジェクトのほうが資料になっておりますので……

○委員長（伊場哲也） スパイクたんぱく質の長期残留と免疫による攻撃、その点辺りからの説明からされたらよろしいかは。司会進行の私としてそう思いましたけれども、聞いていて。どうぞ。補助的な説明あればどうぞおっしゃってください。結構ですよ。どうぞ。もしよろしければよろしいで、委員から質問を受けるようにします。いかがでしょうか。

高橋議員、どうぞ。

○紹介議員（高橋美千子） 私が上げました最新の2026年4月9日、筑波大学が上げた資料に

よりますと、ミトコンドリアの機能低下がメッセンジャーRNAワクチン接種による心筋炎を誘導するということが明らかとなりました。

市で行っている定期接種の中にも、一応、副反応について心筋炎の疑いがありますよということなのですが、この定期接種を続けることによって心筋炎が起こるという確定した事項がございます。なので、メッセンジャーRNAワクチンの定期接種を行うことは、市民の健康を害することであると思いますので、定期接種の停止を求めたいと思っております。

○委員長（伊場哲也） ありがとうございます。

ただいま高橋議員からの説明がございました。

それでは、委員の皆様方から何かお聞きしたい点ありましたら、どうぞお出してください。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、説明者に1点確認したいんですけども、今お話のあった筑波大学の研究、これ大変優れたデータなんですけれども……、筑波大学の研究ってすばらしい、NHKかどこかで放映されたんですけれども、これあれですかね、データにありますかね、資料に。マウスの研究だったのでしょうか、マウスを通じての。それ、いつ頃の時点だか分かんないですね。

（「すみません」の声あり）

○委員（宮澤芳雄） いいです。ありがとうございます。

○委員長（伊場哲也） 宮澤芳雄委員、よろしいですか。

○委員（宮澤芳雄） はい。

○委員長（伊場哲也） 今の質問に対して、どうぞ。

高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子） 4月9日に筑波大学から発表されたものになりますので、それ以前に行われたものではあるとは思いますが、いつ行われたというところまでは分かりかねます。

○委員長（伊場哲也） ほかにいかがでしょうか。

伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） 今の説明で筑波大学として上げたというふうにお話ありましたけれども、筑波大学全体で上げられたのでしょうか。お聞きします。

○委員長（伊場哲也） 紹介議員の答弁を求めます。

高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

この資料によりますと、国立大学法人筑波大学で、研究代表者は筑波大学医学医療系、川口毅教授が上げたものとなっております。

○委員長（伊場哲也）　伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美）　そうすると、筑波大学全体としてはちょっと考えにくいのかなというふうに感じます。

○委員長（伊場哲也）　ほかにありませんか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利）　今のコロナに関しては、今でも3万人を超えるような人が毎年お亡くなりになっていると。この定期接種をやめるということになれば代替が必要です。それについての代替というのを考えましょうか。

○委員長（伊場哲也）　高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

今回、私が止めていただきたいものは、メッセンジャーRNAワクチンでございます。

今、コロナという病気は5類に下がっております。なので、風邪と同等という形になっております。なので、インフルエンザワクチンと同様に、不活化ワクチンであったり、そういうワクチンで代替できないかと思っております。

○委員長（伊場哲也）　飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利）　先ほど伊藤春美委員の筑波大学という話、これは今全世界での話になると、多分、国だとか、WHOとか、筑波大学の数十倍のデータを持っていると思うんですね。そこが今中止をしていないということは、これ、人の生命に関わる問題であって、市議会が人の生き死に対して、いいんだか悪いんだかということを、私は基本的には今回請願だから判断はしますが、判断するべきものかなというふうには思っています。

○委員長（伊場哲也）　高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子）　海外ではもう中止になっているところは多数ございます。なので、日本のほうが遅れているという理解でございます。

○委員長（伊場哲也）　ほかに質問ございませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ）　何点か。最初に1点お聞きします。

私は、親友のご主人がワクチンを打った次の日に亡くなったものですから、血圧が一気に

低下して、救急車で運ばれたときにはもう遅くて亡くなりました。病院の先生が、死因は書けないので、腸閉塞って書いたということで、葬儀のときも、その彼女は泣きながら何でこんなことになるんだろうと言って、本当に憤っておりました。なので、私はワクチンは反対です。自分のあれを述べる必要もないんですけども。

実は、2022年10月14日の報道なんですけれども、ワクチン接種後の死亡疑い報告というのが報道されていまして、ファイザー1,658人、そのファイザーの5歳から11歳までの死亡数というのが2人、それからモデルナ184人、アストラゼネカ1人、ノババックス1人の死亡数が報道されているんです。

その中で、厚労省がこれだけの疑わしいこの死亡数があると発表しているんです。その中で国が救済認定、明らかにワクチンで亡くなったんだというものを認定した数が3人なんです。これ、2022年10月14日の報道です。

このときに、5歳から11歳で2人亡くなっている。その後、乳児、生後6か月から4歳向けもワクチンを打てるということになったんですよ。それで、打ったお子さんが、2023年4月29日、この報道なんですけれども、ワクチン接種1歳男児死亡ということで、乳幼児初というので、これも新聞記事で出ているんです。

今こちらのデータを見せてもらった百六十何市町村のやつですよ。このデータの中には、若年層のところで、これは要するにゼロ歳からってことなの、から19って、ここの中で見ると限りでは、全てゼロなんです。数字が入っていないの。ということは、この百六十何市町村の中には当てはまっていないということなんではないでしょうか。そういうところでも、こういうふうにちゃんとデータが出ているということ、公表しているということなんですかね。そこをよろしくお願いします。

○委員長（伊場哲也） 高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

こちらのデータなんですけれども、メッセージRNAワクチン中止を求める国民連合の方が各市町村に向けて開示請求というか、情報を提出してくれた市議会とか、市区町村のデータをまとめたものになっておりまして、この旭市のロット別死亡率のトップ100の文章の下に書いてあるんですけども、厚生労働省が公表している4.3億回のうち、約13%に相当する記録になるので、その人数が入っていない可能性がございます。

○委員長（伊場哲也） ほかに質問いかがでしょうか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

それで、厚生労働省のほうの対応に対して、要するにコロナで死亡した可能性もあるけれども、そうとは認定できないということで、その数字にあまりにも乖離があって、WHOのほうから、ここの見直しをするようにというのが2024年5月8日に出されているんですよ。

ワクチン接種後の死亡件数2,195件もあるのに、コロナのワクチンが原因だというふうに認めているのが1%で、あとは99%は評価不能という厚労省のほうで、国が認めていないとか、評価不能ということで、いわゆる認めていないということなんですけれども、ここのところに対してどのようにお考えなのか。厚労省のほうでのこういう対応についてどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（伊場哲也）　高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

私も厚労省の対応については、不十分であると考えております。

○委員長（伊場哲也）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　あともう一点なんですけれども、ワクチン以外で、先ほど言われたように3万人も亡くなっているとかというようなことがあって、コロナで3万人亡くなるということがあって、代替措置というか、亡くなる命をワクチン以外で救えることができないのかというような質問だったと思うんですけれども、これに対して、実はもう既に2022年10月14日に報道の中で、シオノギ製薬が開発中の新型コロナウイルス治療薬、これ6歳から12歳未満の軽症・中等症を対象とした臨床試験をやっているんですよ。

これまで開発中の治療薬は、12歳から70歳未満を対象に実施されていたんですけども、この2022年の、11月からこれが始まったんですけれども、治験が始まって、このシオノギ製薬が厚労省の専門家分科会の7月に、有効性が推定できると判断できないとして緊急承認を見送って継続審議となっているのを、今度9月にもう一回厚労省のほうに、医薬品医療機器総合機構（PMDA）と共同して薬を新たにまた開発する、認証できるものを開発するというふうに、これが2022年の10月の記事なんです。その後、これ、治療薬がどのようになったか、ちょっと私は追跡していないの。もしご存じだったら教えてください。

○委員長（伊場哲也）　高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子）　すみません、私もその後どうなっているのかは存じ上げません。

○委員長（伊場哲也）　戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

私は、特に乳幼児からいわゆる未成年と言われる子たちへの接種が大反対なんです。なので、5歳から接種していいですよって旭市のほうでもなったときに、私はチラシを出しました。新聞折り込みで入れました。

というのは、九州の堤さんという方が日経新聞に意見広告をばーんって出されていたんですよ。そのデータは全て厚労省から引っ張ってきたデータです。それを私も堤さんに電話して、全部これ使わせてもらっていいですかって言って、チラシを出したんですよ。なので、子どもたちの接種が大反対です。

というのは、大人は皆さん判断できますよ。これは打つべきか、打たないべきかというのは自分で判断できる。なので、百歩譲って大人の方は打ちたい方はどうぞって思うんですけども、私、子どもたちのほうは絶対打たないでほしいと思うわけです。それを国のほうにも要望したいみたいなのがあったんですけども、そのあたりについて、今回ののは、全ての年齢においてのいわゆるコロナワクチンと言われるものを打たないということにしてくれということですかね。

○委員長（伊場哲也） 高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） 私も今日ちょっとネットのほうで調べてみたところ、2021年から死産がすごい数上がっているんですね。なので、子どもたちは……

（「大人もね」の声あり）

○紹介議員（高橋美千子） そうですね。子どもたちでもなくて、成人した私たちぐらいの世代も絶対に打ってはいけないと思いますし、なおかつ高齢者に向けて、今、こういうワクチン接種のものをを出していますけれども、これも心筋炎があるということが分かっていますので、絶対に市民の健康を守るためにメッセンジャーRNAワクチンは打つべきではない、全人類が打つべきではないと考えております。

○委員長（伊場哲也） ほかに質問いかがですか。

伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） ワクチンに対する不安を感じる国民を守りたいという思いは皆同じです。ただ、同じように接種を希望する市民の権利も守らなければならないのではないのでしょうか。中止を求めることで、接種を希望する方の選択肢が失われる可能性も現在のところあるのではないかと。

現在の接種は任意です。そこにおいては、国立健康危機管理研究機構、通称J I H Sが科学的に接種する価値があると判断し、推奨されているところであります。

5類に移行して3年たちますが、コロナは終わった病気ではありません。高齢者や透析をされている方、若くても免疫力が弱い方、基礎疾患をお持ちの方にとっては、今も深刻な——先ほど3万人の死亡があるとおっしゃっていました。深刻な感染症であり、重症化を防ぐには重要な選択肢であるとして推奨されているわけであります。

なかなか誤解をされやすい新型コロナメッセンジャーRNAワクチン、1年足らずで実用化されたため、突貫工事で危ない技術と不安視されることはありましたが、実際には、がんやパンデミックへの備えとして、30年近く積み上げてきた基礎研究と技術がベースにあったからこそ、ウイルスの出現に対して即座に応用し、驚異的なスピードで実用化できた背景があるということも、これは事実であります。

やみくもに投与されたわけではなく、パンデミックという緊急事態に対応するため、特例承認とされたことで行われた流れがあるということも事実であるので、誤解をされないようにちょっと伝えたいなと思って、意見をちょっと言いたいなと思います。

○委員長（伊場哲也） 今の伊藤春美委員の意見、それから情報提供、これに対して、高橋美千子議員、何かございますか。どうぞ。

高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

確かに1年ですごい技術でできたものではあるんですけども、本来のワクチンは10年以上の安全性確認、それこそ筑波大学がラットで確認されていたけれども、そういう確認をしてから本来であれば人体へ打つというものになってくると思います。

ですが、今回このメッセンジャーRNAワクチン、DNA、らせん状のものありますが、その半分のものを体の中に打ち込む、それで人体に影響はないということで始まったワクチンであります。資料の2で、2021年の53歳の女性の汗からスパイクたんぱくが出てきたというデータも出ておりますし、安全性は確認できていないものだと思っております。

○委員長（伊場哲也） ほかにどうでしょうか。意見あればお願いしたいと思いますけれども。井田孝委員。

○委員（井田 孝） メッセンジャーRNAワクチン使用禁止ということで、死亡率とかデータあるんですが、ほかの製薬会社の死亡率とかのデータというのはあるんでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

一応、いただいているデータとしては、メッセンジャーRNAワクチンのみとなっております。

ますが……

○委員長（伊場哲也） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 11 分

○委員長（伊場哲也） 再開します。

どうぞ。高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

新型コロナワクチン、メッセンジャーRNAワクチンとインフルエンザワクチン同等の総接種回数と比べての死亡認定数でございます。

インフルエンザワクチンは1億7,922万回打ったうち4名が死亡で、新型コロナワクチンは1億9,347万回接種して790名の方が亡くなっております。

ほぼ同じ接種回数で200倍の死亡認定数が、これが2025年12月24日に公表されておりますので、本来、今まで使っていたワクチンとは比べものにならないほど危険なものであるという結果であると思います。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） その790名というのは、このメッセンジャーワクチンに限っての数字なんですかね。

○委員長（伊場哲也） 高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子） 一番最初の請願書では729人であったかと思いますが、それにプラスされて2025年12月24日で790名認定されたということであると思います。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 1回目の質問に戻るんですけども、ほかの製薬会社、ファイザーとかいろいろあると思うんですが、そのほかの製薬会社の死亡率というデータはないんですか。

○委員長（伊場哲也） どうぞ。高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子） メッセンジャーRNAワクチンでありますので、ほかの製薬会社もメッセンジャーRNAワクチンであれば、それも含めた数の死亡数であると思います。

○委員長（伊場哲也） 井田委員。

○委員（井田 孝） これは意見になるんですけども、私は令和5年9月定例会で、ワクチンが終わりかけの頃、定期接種が任意になった頃に、そういう被害の情報とかあるので一般質問させてもらったんですが、そのときは私は任意になっているんで、ワクチンは自分の責任をもって受けるべきだということを市民に通達するときも、そういう文言を入れたほうがいいのではないかということそのときは言っているんで、意見としては、あくまでも任意なんで、受けたい人の制約というか、それを縛るのはいかがかなという意見であります。

○委員長（伊場哲也） ほかに。今、井田孝委員から意見というふうに出されましたけれども、質問ございますか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これは定期接種でなくなると、多分、補助は大分減るんですよ。

○委員長（伊場哲也） ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○委員長（伊場哲也） 再開します。

では、今の件について、事務局のほうから説明、回答いただきます。

お願いします。

局長。

○事務局長（穴澤昭和） 定期接種につきましては、これは予防接種法ということで、法律で決められておりまして、そのため自治体からの補助がつくものであります。

定期接種から外れた場合には、当然ながら任意接種という形になりますから、全て自己負担という形になろうかと思えます。

先ほど井田委員のほうからお話ありましたように、市のほうで新型コロナウイルス感染症の定期予防接種のお知らせを高齢者等々に出しますけれども、その文面には、ワクチン接種は強制ではありません。接種を希望する方という文言は入っております。よろしく願います。

○委員長（伊場哲也） という回答を得ました。よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。質問ございますか。よろしいですか。

(発言する人なし)

○委員長（伊場哲也） それでは、特にないようですので、高橋美千子議員の説明、これにて終わりにいたします。

高橋美千子議員は移動をどうぞしてください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○委員長（伊場哲也） それでは、審査を再開いたします。

続きまして、請願第2号、第3号の審査に入ります。

ここでおはかりいたします。

請願第2号、第3号については審査のため、紹介議員の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊場哲也） 異議なしと認めます。

よって、紹介議員による説明を求めることに決しました。

それでは、紹介議員であります常世田正樹議員は移動願います。

準備ができましたら、紹介議員、常世田正樹議員の説明をお願いいたします。よろしいでしょうか。

どうぞ。常世田正樹議員。

○紹介議員（常世田正樹） 請願の第2号、第3号ということで説明の機会をいただきましてありがとうございます。

内容は、年1度、伊場議員のほうから請願を上げていたものを、伊場委員長が文教委員長になられたことで、私が受けたという流れになっております。

内容に関しては、皆さん、大分ご理解だと思いますので、請願のほうをお通しいただければと思いますので、あえて細かい説明のほうは省略させていただきます。

○委員長（伊場哲也） ということで、紹介議員の今説明といいますか、話ありましたけれど

も、委員の皆様方から聞きたい点、質問ございませんか。

私はあるのですけれども、私は立場上しないということですので、どうぞ遠慮なく。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 分かりました。質問なしと、理解されていると。特にないようので、常世田正樹議員ありがとうございました。ご移動願います。

(「第3号は言わなくていいですか」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 2、3一緒ですけれども。2、3一緒です。第3号ありますか。第2号、第3号、説明は一緒でお願いしたいということです。よろしいですか。

(「よろしいです。ありがとうございます」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 請願第1号、請願第2号、請願第3号、この説明をいただいたというふうに私は理解いたしました。確認いたします。皆様方もそのように、よろしいですか、ご確認したということ。

(発言する人なし)

○委員長(伊場哲也) それでは、この後、請願第1号につきまして、請願審査のほうを行っていききたいと思いますけれども、よろしいですか。

(発言する人あり)

○委員長(伊場哲也) 休憩を入れますか。休憩どうですか。入れますか。それとも、請願審査、移ってよろしいですか。

(発言する人あり)

○委員長(伊場哲也) それでは、時間は大分押してはおりますけれども、請願のほうの審査、このご協力をお願いしたいというふうに思います。

請願審査に入ります。よろしいでしょうか。

(発言する人なし)

○委員長(伊場哲也) 請願第1号についてお願いいたします。

(「一旦休憩を取って皆さんに……」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 分かりました。申し訳ございません。

それでは、言ったことを翻すようですけれども、ここで11時半まで、ちょっと落ち着きたいと思いますので、休憩を取ります。11時半再開です。よろしいでしょうか。お願いします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時31分

○委員長（伊場哲也） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号についてお願いいたします。

プラスアルファの発言ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） なし。

請願第2号についてはいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） なし。よろしいですか。

請願第3号について、発言があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） それでは、請願の審査につきましては、請願第1号、2号、3号、請願の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（伊場哲也） 討論を省略して採決に入ります。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託された請願の審査は終了いたしました。ありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（伊場哲也） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 場 哲 也

総務常任委員会

令和8年6月22日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

令和8年6月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 3 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 13 号 財産の取得について（指揮車 1 台）
- 議案第 35 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 36 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 37 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

出席者（7名）

委員長	崎 山 華 英	副委員長	永 井 孝 佳
委員	松 木 源太郎	委員	伊 藤 房 代
委員	宮 内 保	委員	金 澤 雅 哉
副議長	井 田 孝		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 常世田 正 樹

説明のため出席した者（20名）

副 市 長 柴 栄 男 秘書広報課長 寺 嶋 和 志

行政改革推進課	大八木 利 武	総務課長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財政課長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
保険年金課長	大 網 久 子	会計管理者	宮 内 和 美
消 防 長	常世田 昌 也	監査委員局長	森 田 貴 久
その他の担当職員	8名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事務局次長	飯 笹 浩 一
事務局書記	加 瀬 哲 也		

開会 午前10時 0分

○委員長（崎山華英） おはようございます。

大変お忙しい中、お疲れさまです。梅雨のじめじめした日々が続いておりまして、体調万全でない方も多いかもかもしれませんが、クールビズの期間中でもありますので、皆さん体調に合わせて、上着等、調節いただければと、お願いいたします。

また、付託された議案につきましては、慎重かつ活発な審査を、委員の皆様におかれましてはお願いしたいと思います。

また、執行部の皆さんにおかれましては、簡潔明瞭で分かりやすい答弁を、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、井田副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 皆さんおはようございます。

委員の皆さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました7議案について審査をしていただくこととなっています。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれど、挨拶に代えさせていただきます。

では、崎山委員長、よろしくお願いします。

○委員長（崎山華英） 井田副議長、ありがとうございました。

議案審査のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまです。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で7議案でございます。

内訳ですが、まず条例関係が2議案で、議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、規約の制定に関する協議関係が1議案で、議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

次に、財産の取得についてが1議案で、議案第13号、指揮車1台の取得。

次に、専決処分の承認についてが3議案で、議案第35号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第36号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第37号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は、人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（崎山華英） はい、お願いいたします。

○副市長（柴 栄男） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（向後 稔） 総務課長の向後稔と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（池田勝紀） 財政課長の池田勝紀と申します。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（榎澤 茂） 企画政策課長の榎澤茂です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（多田 仁） 税務課長の多田仁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 秘書広報課長の寺嶋和志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課長の大八木利武と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（常世田昌也） 消防長の常世田昌也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（宮内和美） 会計管理者の宮内和美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課長、齋藤邦博です。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（森田貴久） 監査委員事務局長の森田貴久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（柴 栄男） 以上となります。

本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（崎山華英） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議案の質疑

○委員長（崎山華英） ただいまから、本委員会に付託されました7議案の審査を行います。
それでは、質疑に入ります。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員、お願いします。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質問いたします。

不利益処分ということなんですけれども、市の場合、どのような事例が考えられるかをお伺いします。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 不利益処分ですが、旭市行政手続条例の第2条第1項の第5号に、
不利益処分という解説、定義がありまして、これですと「行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。」
というふうに規定されています。

具体的にどのようなものがあるかということでございますが、いろいろなものが想定されますが、例えば許可をしているのを取り消す、例えば道路占用許可をしているのを取り消す処分をするとか、あるいは市営住宅に入居している方に退去命令をするとか、そういったことが考えられるかと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 分かりました。

では、公示をするということなんですけれども、どのような内容、例えば名前とか、住所とか、どのようなものを公示事項として表示するのかをお伺いいたします。

○委員長（崎山華英） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 聴聞の方式ですが、こちら行政手続条例の第15条第1項に、第1号から第4号まで規定されている内容でございます。第1号が、「予定される不利益処分の内

容及び根拠となる条例等の条項」、第2号が、「不利益処分の原因となる事実」。

公示するのは名宛人が行方不明とかそういった場合なんですけど、この1号と2号、この部分と、あとはその者の氏名と、あとは3号、4号のほうで、「不利益処分の聴聞の期日及び場所」、「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」ということで、3号と4号を公示をして、なので不利益処分となる内容というのは詳しくは書かれないんですが、名宛人が来れば、それをお知らせしますというようなことを書いたものを公示するということでございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） ありませんか。

特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質疑させていただきます。

落札率99.97%ということで、かなり予定価格に近かったなと感じています。予定価格の設定の仕方をちょっとお伺いしたいと思います。どなたがどのような感じで設定しているのか、お願いします。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 予定価格につきましては、消防本部のほうで設定をしています。

これについては、見積り等をいただいた中で、あとは周辺の各消防本部で大体このぐらいで入っているというものも勘案しながら、予定価格を決めています。

今般は、物価高騰とか人員の高騰が結構激しかったんで、その辺、我々もちょっとどうか

なと思ったんですが、ぎりぎりではあったんですが、入ってよかったというふうに考えています。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今回は、入札者側にそういう情報は渡っていないけれども、偶然こんなに近くなったというイメージでいいんですか。それとも、ある程度、業界でこのぐらいの金額という、分かるような基準値みたいのがあったりするんでしょうか。偶然99.97%に近づいたのか、それとも指針となる参考の数値みたいのがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（崎山華英） 答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） その辺は、先ほど消防長で答えたと思うんですけども、ある程度事前に見積り等を取って、どのぐらいの金額というのは、それで予算を取ったりとかしています。

そんな中で、今物価高騰の勢いが激しいというところで、ある程度そこら辺は加味しながら考えていくというところです。

今回、二つ議案があって、片方は九十九点何%、片方は七十何%、そこら辺は業者の中で、例えば委員会は違うんですけども、学校備品なんかはかなりの備品がいっぱいあるので、要はもうけの幅が結構業者によっては加味できるので、そういったところで企業努力が働く割合が多いと思います。

ただ、今回の消防車両につきましては、そもそも登録業者、車両でいくと百何業者はあるんですけども、その中には普通の一般の車の販売事業者も入っていますので、本議会でも、消防長のほうで答えていたと思うんですけども、実際には消防車両とか特殊車両になると、そんなには業者も少ない中です。やっぱり物品がこのもの一つとなると、やっぱりもうけの幅というのはそんなには発生しないというところで、そこはあと入札に当たって、他業者とせめぎ合いをやる中で、自分の企業努力でどこまで安くできるかというところのせめぎ合いで、今回、物価高騰というところもあったので、結構ぎりぎりの線で入札ができたのかなと、消防長も言いましたけれども、何とか予定範囲に収まってよかったなという状況だと思います。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） よく分かりました。

あと、すみません、もう一点、いつ頃納車になるかとかは、決まっていたりするんでしょうか。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 今年度の末、3月に設定をしています。業者のほうからは大丈夫だろうということで、今のところ、間に合わないとかそういう話は聞いていません。

それと1点訂正がございます。

先ほどの予定価格ですが、設定とかは我々がするんですが、最終的に決定するのは市長となりますので、すみません。訂正いたします。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑ありませんか。

金澤委員、お願いいたします。

○委員（金澤雅哉） 指揮車の購入ということで、どれも消防車両は高額だと思うんですけども、2,611万円、これもかなり高額だと思うんです。それで、行政効果といたしますか、費用対効果といたしますか。そちらをお聞きしたいです。

○委員長（崎山華英） 金澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

近年は、出動案件、各種災害等、こちらが複雑多様化、大規模化の一途をたどっているところでございます。そういった面から、指揮車の機能を向上させ、情報収集や、その他統括管理、これにすることによって、職員の安全にもつながりますので、効果は非常に高いものと考えています。

以上です。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

金澤委員。

○委員（金澤雅哉） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（**崎山華英**） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（**崎山華英**） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（**松木源太郎**） 議案37号は、新しくできましたというか、新しくプラスされた子ども・子育て負担金の中身ですけれども、3月の定例会で、子ども・子育て負担金については、そういうものが始まるという形で話がありましたけれども、実際に今回条例改正で専決処分がされてきたわけですから、その金額についてお聞かせいただきたいと思います。

私のところも、今、まだ妻が75歳になっていないので、最後の通知が来たんで、そこに書いてあったものですから、そこで一応コピーを持ってまいりました。それで、ご存じですよ、担当者は分かるよね。それで、そのときには金額的なものがはっきりしなかったんですけれども、この機会に金額的なものがどういうふうになったかということをもっと教えていただきたい。

子ども・子育てについては、どういう形でもってプラスアルファされるのか、まずそれから、聞いてから再度ご質疑いたします。

○委員長（**崎山華英**） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（**多田 仁**） それでは、課税の算定の仕方ということでお答えをいたします。

まず、均等割というものがかかります。これが1,800円プラス1,900円ということで、1人当たりの金額になります。

(「1,800円は何」の声あり)

○税務課長（**多田 仁**） 1,800円が子ども・子育て支援金の均等割というものになります。

(「均等割は1,900円と書いてあるよ」の声あり)

○税務課長（**多田 仁**） それで100円というものが、18歳以上の方ということで、18歳未満の方は全額均等割というものが軽減になりますので、その不足分を18歳以上の方で平等に負担していただくということで100円プラスになりますので、合計で1,900円ということになります。

それから、すみません。

（「1世帯当たりがあるでしょう。1世帯当たりの限度額があるでしょう」の声あり）

○委員長（崎山華英） 松木委員、ごめんなさい。ちょっとお待ちください。

○税務課長（多田 仁） 課税限度額につきましては3万円ということになります。

それから、世帯の所得割ということで、こちらのほうが……。

（「分かるように説明してくれないかな」の声あり）

○税務課長（多田 仁） すみません。所得割というものがございまして、これは世帯の所得掛ける0.25%ということで加算されます。

ですので、子ども・子育て支援金につきましては、課税限度額は世帯当たり3万円ということになりますが、先ほど申し上げました均等割、それから18歳以上の均等割、これを合わせて1,900円、それプラス、今申し上げました所得割が所得の0.25%ということで、これを計算した総額が子ども・子育て支援金分としての課税額になります。

以上でございます。

○委員長（崎山華英） 松木委員、発言ありますか。

松木委員、お願いいたします。

○委員（松木源太郎） 分からない。この説明書で分かったら大したもんですよ。実際に、本当もっとこれは基本として、こういう形で知らせてくれということで来たんでしょうけれども、こんな分かりにくい説明を国民健康保険税に入っている方たちにして、分かるはずないと思うんです。もっと分かりやすい工夫をしてもらいたい。それでもって私、全部今日コピーしてきたんだけど。幸いなことで、どうだろうと言われたら、自分のところに来ていないと分からなかったからあれなんですけれども。

そういうことで、税については、大変今、市民の方がいろんな税がかかってきて、重いなというわけで、そうすると、実際には、例えば私どものところで言いますと、子ども・子育ての関係だけでもって3万円ぐらい増えるわけです。1世帯当たり限度額3万円ですから、ほぼ限度額に近いだけ増える。ちょっと所得があるから増えるわけですけども、私の名前で来るわけですから、増えるわけですから、これは大変重い税金だと思うんです。

国のそういう制度でもって、例えば、医療分というのは、国保をやっている自治体の事業から出てくるあれですけども、今では後期高齢者支援分と、それから介護保険分の支援金と、それから子ども・子育て支援金、これを足すとどのぐらいになるかというと、最高で約

55万6,000円なんです。56万円なんです。それで、医療分の1世帯当たりの限度額が66万円なんです。旭市の場合には、これを一番上は10万円とか切っていますけれども。こういうようなことがあって、大変国保税が高いじゃないかという声が本当に流れているんです。これは国がやっている制度だから、私はしょうがないと思うんだけど、しかしこれはもう少し分かりやすくすべきではなかったですか。どうですか。担当課ではなくて、副市長も考えていただきたいと思うんですけども。どうですか。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴 栄男） すみません、今、議員がお持ちの資料を、ちょっと私確認できていないんですけども、分かりづらいという声が上がってきているものですので、そちらにつきましては、改めてまた担当課のほうと確認をしたいと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 国の制度が悪いので、旭市を責めるわけではないんですけども、大変国保が重くて、国保から早く逃れたいというようなことでもってあるんです。これはもう国会議員がそうだったと同じです。最高では、もう500万円近くなってしまうわけですから。そういうような形のものについて、少し住民の方々にいろんな形でもって啓蒙と言ったら怒られるけれども、分かってもらえるような努力をぜひこの機会にしていきたいということをお願いしたくて発言いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（崎山華英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第36号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（**崎山華英**） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（**崎山華英**） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前10時26分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 崎 山 華 英